

令和6年度 志免町プレミアム付電子商品券事業 加盟店募集要領

※ 以下は令和6年6月17日時点の情報です。今後、内容等が変更になる可能性もありますが、加盟店には随時お知らせいたします。

1. 電子商品券について

- (1) 目的 地域経済の活性化を図るため地域内消費を喚起し町内事業者を支援すると共に、事業者のデジタル化推進を目的として、志免町プレミアム付電子商品券を発行します。
- (2) 名称 志免町プレミアム付電子商品券（略称 しめ Pay）
- (3) 発行団体 志免町商工会
- (4) 発行総額 1億2,000万円（プレミアム分を含む）
- (5) プレミアム率 20%
- (6) 販売価格等
- ① 販売単位 1セット 10,000円（プレミアム含む12,000円）
 - ② 全店共通券・中小店専用券の2種類1セットで販売
全店共通券(6,000円分)・・・全ての加盟店で使用できます
中小店専用券(6,000円分)・・・大型店では使用できません
 - ③ 1名あたり最大5セットまで購入可能
- (7) 購入方法
- ① スマートフォンにて専用アプリをダウンロードします。
 - ② 1次販売もしくは2次販売の申込期間内に、専用アプリより購入を申し込みます。
 - ③ 1次販売は抽選日に抽選結果を通知します。2次販売は先着順により購入でき、完売になるまで受付します。
 - ④ 当選者は全国のコンビニエンスストアで商品券の購入手続きをします。
※ 1次販売、2次販売については、(8)販売方法をご参照ください
- (8) 販売方法
- ① 1次販売(志免町居住者が対象)
 - 購入対象者 志免町居住者
 - 1次販売額 1億2千万円（プレミアム分を含む）
 - 申込期間 令和6年8月19日(月) 10:00 ~
令和6年8月29日(木) 23:59
 - 抽選通知 令和6年9月2日(月) 10:00
※ 発行額を超える申込があった場合には抽選にて購入者を決定し、抽選結果を全員に通知いたします。
 - 購入期間 令和6年9月2日(月) 10:00 ~
令和6年9月6日(金) 23:59
 - ② 2次販売(居住制限なし)
 - 購入対象者 どなたでも購入可
 - 2次販売額 1次販売の残額
※ 1次販売で完売した場合は、2次販売は実施いたしません。

- 申込期間 令和6年9月10日(火) 12:00より先着販売
※ 申込キャンセル等により発行額に達しない場合は、アプリ上にて追加販売を通知し、完売するまで販売します。(ただし、お1人様上限5セットまで)
- 購入期間 申込後3日以内

(9) 使用方法
(購入者のアプリ
使用について)

- ① 「しめ Pay」は、スマホひとつで簡単に電子商品券の申込・購入・使用ができるアプリです。
- ② 申込期間内にアプリをダウンロードし、アプリ内で購入希望金額を選び申込します。抽選結果もアプリ内で確認できます。
- ③ 当選者は全国のコンビニエンスストアで商品券の購入手続きをします。購入した商品券はプレミアム分を加算した金額がアプリ内にチャージされます。
- ④ 商品券の使用は、アプリ内で商品券(全店共通券か中小店専用券)を選択し、加盟店の店頭にあるQRコードを読み込み、支払金額を入力することで決済できます。商品券は1円単位で使用可能です。
- ⑤ 加盟店は、お客様のアプリの決済完了画面にて、確実に決済が完了していることをご確認ください。
- ⑥ 商品券1回の使用限度額は60,000円までとします。

(10) 使用期間

令和6年9月2日(月)10:00 ~ 令和6年12月25日(水)23:59

2. 換金について

(1) 換金方法

- ① 毎月2回(9月のみ1回)、使用された売上を自動集計し、全店共通券、中小店専用券の各々の未換金額が1万円以上の場合、指定された銀行口座へ振込します。
- ② 振込は全店共通券と中小店専用券を合算した金額を振込します。
- ③ 全店共通券、中小店専用券の各々の未換金額が1万円に満たない場合は、未換金額が1万円以上になるまで換金は持ち越しとなります。
- ④ 全店共通券と中小店専用券の未換金額の合計が1万円以上になっても、各々の未換金額が1万円に満たない場合は、換金が持ち越しとなります。

～ 換金(振込イメージ)例 ～

例) 商品券の使用合計が、
共通券:10,000円の場合
専用券:15,000円の場合 ➡ 合計25,000円を締日の4営業日後に振込

例) 商品券の使用合計が、
共通券:10,000円の場合 ➡ 10,000円を締日の4営業日後に振込
専用券:4,000円の場合 ➡ 10,000円を超えるまで次回締日へ持ち越し

- (2) 換金サイクル
- ① 9月30日(月)が初回締日となります。以降は毎月15日および末日の、月2回締です。
 - ② 締日より原則4営業日後に振込いたします。
 - ③ 12月末日が最終締日となり(最終使用日は令和6年12月25日)、最終換金日は未換金額が1万円未満でも全額換金いたします。
- (3) 換金手数料
- ① 志免町商工会会員 手数料無料
 - ② 志免町商工会会員以外 換金金額の5%を手数料として徴収します。
※ 商品券換金の際、換金総額から5%差し引いた金額をお支払いします。(1円未満は切り捨て)
- (4) 振込手数料 無料

3. 加盟店登録申請について

- (1) 加盟店登録資格 志免町内に店舗、事業所等を有する事業者であること
- (2) 申請方法 募集要領に同意の上、「志免町プレミアム付電子商品券取扱加盟店登録申込書」に必要事項を記入のうえ FAX、郵送、メール、または直接商工会窓口までご提出下さい。申込書は志免町商工会ホームページからもダウンロードできません。
- (3) 申請期限 令和6年7月5日(金)まで
※ 上記期限を過ぎても随時登録申請は受け付けますが、広報しめ8月号への折込チラシによる広報、および利用開始時のアプリやホームページへの店舗名等の掲載が間に合わない場合がありますことをご了承ください。
- (4) その他
- ① 加盟店登録した事業所には、操作マニュアル、決済用QRコード、加盟店用ノボリ(事前希望者のみ)を配布します。配布時期は8月下旬を予定しています。
 - ② 志免町内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を提出してください。
 - ③ 1次販売申込が始まる令和6年8月より、アプリや管理画面の使い方について問い合わせができる専用窓口(コールセンター)を開設予定です。

4. 注意事項等

- (1) 商品券は1セット12,000円(プレミアム分含む)のうち、中小店専用券6,000円分は大型店では使用できません。
- (2) 商品券発行事業による地域経済への影響や効果を把握するため、加盟店へのアンケート調査にご協力をお願いいたします。
- (3) この商品券は、購入後の返金はできません。また、使用期間を過ぎた場合は無効となります。

(4) 不適切な行為について

次のような行為や第三者からの現金化目的による換金依頼には応じないよう、ご協力お願いいたします。

- ① 商品券を購入した事業者が、自社商品の購入に商品券を利用する
- ② 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、事業者側が本事業の主旨に反する行為を行う
- ③ 商品券を事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いる

(5) 商品券の使用対象にならない商品やサービスは以下のとおりです

- ① 出資や金融商品の購入(株式、債券等)
- ② 商品券、切手、印紙、宝くじ、プリペイドカードのチャージ等、換金性の高いもの
- ③ 現金への換金
- ④ 事業用資産の購入や仕入、リフォーム等の事業に関連した支出
- ⑤ 国や地方自治体への支払い
- ⑥ 税金、電気、ガス、水道代等の公共料金
- ⑦ 医療費、医療保険の適用のある診察代や薬代の自己負担分
- ⑧ たばこ
- ⑨ 車検の法定費用
- ⑩ 土地および家屋の購入、家賃や月極駐車場代等、不動産に係る支払い
- ⑪ 商品券の転売、譲渡
- ⑫ 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

(6) 加盟店舗登録の取り消しについて

志免町プレミアム付電子商品券募集要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店の登録を取り消す場合があります。

登録の取り消し等に伴う加盟店の損失について、志免町商工会は一切補償しません。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

【問合せ・加盟店申込先】

志免町商工会

糟屋郡志免町志免中央 1-14-10

TEL 092-935-1337 / FAX 092-935-1349

e-mail shime@shokokai.ne.jp